

消費者被害防止ネットワーク東海 (Cネット東海)のめざすもの

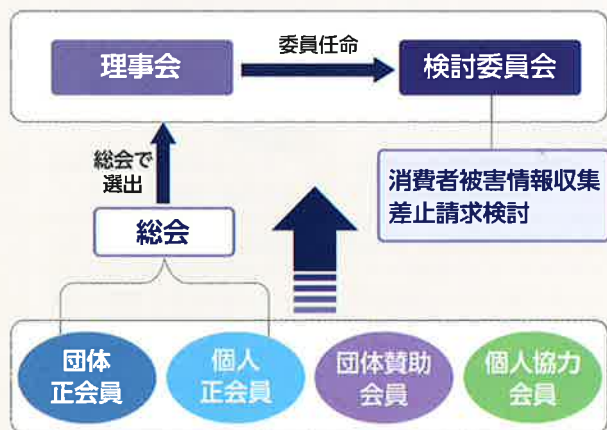
理事長(愛知大学教授) 杉浦 市郎

2007年6月7日施行の改正消費者契約法に基づいて、適格消費者団体に消費者契約法に違反する事業者の不当な勧誘行為や、不当な契約条項の使用を差し止める権利が認められました。全国でこれらの差止訴訟を担える適格消費者団体づくりが進み、現在全国で16団体が活動しています。

私たちは、2005年12月に「あいち消費者被害防止ネットワーク(2013年6月に名称変更)」を発足させ、2010年4月に適格消費者団体に認定されました。これまでに、68件の申し入れ活動(交渉)と1件の差止訴訟提起を行い、対象事業者は、東証一部上場企業、芸能事務所、宗教法人、一般社団法人、弁護士事務所など、消費者と契約を締結するあらゆる事業者を対象にしています。今後も東海のエリアにおいて差止請求訴訟を提起するなどして、消費者被害の未然防止・拡大防止する活動をしていきます。



消費者被害防止ネットワーク東海のしくみ



消費者被害防止ネットワーク東海 会員・会費のご案内



- ① 個人正会員
(総会で1人につき表決権1を有します)
・年会費 1口1,000円、2口以上
- ② 団体正会員
(総会で1団体につき表決権1を有します)
・年会費 1口1,000円、3口以上
- ③ 個人協力会員
(当団体の趣旨に賛同いただける方で、表決権はありません)
・年会費 1口1,000円、1口以上
- ④ 団体賛助会員
(当団体の趣旨に賛同いただける団体・企業で、表決権はありません)
・年会費 1口1,000円、10口以上

※個人正会員で3口以上の場合は、2口目までは年会費とし、3口目からは寄附金とさせていただきます。

特定非営利活動法人 消費者被害防止ネットワーク東海は こんな活動をしています。



- 1 事業者への申し入れ
- 2 消費者被害防止の情報提供
- 3 講師派遣
- 4 連続講座
- 5 契約トラブル・悪質商法
電話110番

事務局

〒464-0075
名古屋市中千種区内山三丁目28-2KS千種ビル6階F
TEL 052-734-8107 FAX 052-734-8108
ホームページ <http://cnt.or.jp/>

★会費・寄付金のお振込先★

ゆうちょ銀行 二一八支店 普通 1666927
口座名義 特定非営利活動法人消費者被害防止
ネットワーク東海

消費者被害防止 ネットワーク東海



加入のお誘い

- 消費者被害防止ネットワーク(Cネット東海)は、消費者被害に関する情報を集め、企業・団体等への申し入れ活動を行っています。
- 特定非営利活動法人(NPO法人)として活動しており、運営費は会費や寄附金で賄われています。消費者被害を未然に防止、拡大を防止し、消費者主権が確立された社会を築くために、Cネット東海の会員となって活動への参加や継続的な支援をいただきますようお願いいたします。



※契約・解約に関する消費者トラブル情報をお知らせください。